

令和3年5月11日

各部（局・室）長 様

志摩市新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症に係る市主催のイベントの開催基準について
(令和3年5月11日現在)

「三重県まん延防止等重点措置」の実施を受けて、市主催のイベントの開催基準について、5月11日以降、以下のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

なお、この開催基準については、今後の国、県の動向や、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況をふまえ、適宜見直すこととします。

記

1. 基本的な考え方

- ・不特定の方が集まるイベントは、感染リスクが高いことから、中止または延期とする。
- ・参加者が特定できる場合においても、入場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができない場合は、中止または延期とする。
- ・県外での開催については、当該都道府県の感染状況やイベント開催及び移動に関する方針等に留意し、慎重に検討するものとする。

◎イベント開催の可否を判断するに当たっては、イベントの形態によってリスクが異なることから、形態ごとに以下の人数上限及び収容率を目安（いずれか小さい方を限度）とし、2の感染防止対策を講じたうえで実施するものとする。（「三重県指針 ver.1.1」の「4. イベントにおける感染防止対策」（並びに「感染防止のチェックリスト」「各種イベント例」）を確認して判断してください。）

人数上限	収容率等	
<u>5,000人</u>	○大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント ○飲食を伴うが発声のないもの 100%以内 固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう（最低限人と人が接触しない）間隔を空ける。	○大声での歓声・声援等が想定されるイベント 50%以内 固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔（1m以上）を空ける。

※開催規模について、「人数上限」「収容率」の人数のいずれか小さい方を限度とする。

※イベント中に飲食を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるイベント」と同様の扱いとするが、イベント中の発声がないもので、2の感染防止対策に加えて次の感染防止対策に記載の条件が全て担保できる場合は収容率の上限を100%とする。

- ・ 飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守
- ・ イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止
- ・ 十分な換気
- ・ 飲食時間の短縮（長時間の飲食が想定されうる場合は、飲食時間短縮のための措置を講ずるよう努める）

※適用の期間を令和3年5月31日までとするが、感染状況等を踏まえ、適宜見直す。

※令和3年6月1日以降の取扱いについては、国、県の方針に基づき検討

2. 開催する場合の感染防止対策

次の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底することとする。

（開催前の対策）

- ・ 参加者には次の注意事項を事前に周知すること
 - 県外にお住まいの方は、参加を避けていただくようご協力をお願いします。
 - 海外への渡航歴が14日以内にある方は参加できません。
 - 発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できません。
 - 基礎疾患をお持ちの方などで、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いします。
 - スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いします。また、会場において「安心みえる LINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いします。
 - 参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

（開催時の対策）

ア) マスク常時着用の徹底

- ・ マスクの着用状況を確認し、参加者がマスクを持参していない場合は、主催者側でマスクを配布すること。

イ) 大声の抑止

- ・ 大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等を行うこと。
 - *隣席の方との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 - *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
- ・ スポーツイベント等においては、ラッパなどの鳴り物を禁止すること。

ウ) 手洗い

- ・ こまめな手洗いの推奨を行うこと。

エ) 消毒

- ・ 消毒液を設置し、こまめな手指消毒の推奨を行うこと。
- ・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒を行うこと。

オ) 換気

- ・こまめな換気を行うこと。

カ) 密集の回避

- ・入退場時や待合場所等の密集を回避する措置を講じること。
 - ＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築する。
 - ＊入場口・トイレ等の密集が回避できない場合は、収容人数を制限する。

キ) 身体的距離の確保

- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保すること（グループとグループの間は1席（立席の場合は1m以上）空ける）。
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保すること。
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔を確保すること（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）。

ク) 飲食の制限

- ・飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食を制限すること。
- ・収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛とすること。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食を可とする。
- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止の措置を講じること。

ケ) 参加者の制限

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある参加者の入場を防止すること。

コ) 参加者の把握

- ・事前申込時または入場時に連絡先を確実に把握すること。
- ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリの利用を奨励すること。
 - ＊アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入

サ) 演者の行動管理

- ・有症状者は出演・練習を控えさせること。
- ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること（接触が防止できないイベントは開催を見合わせる）。
- ・合唱等、発声する演者間での感染リスクに対処すること。

シ) イベント前後の行動管理

- ・イベント前後の感染防止（交通機関・飲食店等の分散利用）の注意喚起を行うこと。

※収容率50%を超えて開催する場合は、ア) マスクの常時着用とイ) 大声を出さないことの担保を前提とする。

※イベント開催時における対策の徹底が担保できない場合は、参加人数5,000人以下かつ、屋内では収容率50%以内、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とする。

3. 市が共催、後援するイベントについて

上記の考え方を主催者等に示し、開催にあたっては慎重に検討するよう要請する。

4. 中止または延期とする場合の周知について

イベントを中止または延期する場合は、関係者への通知やホームページでの周知を行うこと。また、不特定の方を対象にしたイベントの場合は、会場への看板設置や開催予定日当日に担当者が会場で案内をする体制をとるなど、十分な対応を行うこと。

事務担当：健康推進課

TEL 44-1100

出先 65、66、67